

## EU・中米連携協定の意義

鈴木 康久

### 1. はじめに

現在、中米と EU との間で EU・中米連携協定交渉が行われている。中米にとっては、米国との自由貿易協定である CAFTA-DR に次ぐ大きな自由貿易協定交渉である。EU は、バナナ、コーヒー等の輸出先として、中米貿易全体額の中で 12% の重みを持っている。但し、EU の貿易全体額の中で、中米は全体の貿易額の 0.4% の重みしかない。こうしたアンバランスな関係の中で、EU 側は連携協定の柱として、貿易と投資の自由化のみならず、中米との政治対話、及び経済協力の 3 つを掲げた。従って、本件交渉は、単に投資と貿易の利益のみならず、政治的な意味合いが濃くなっている。特に EU の 2007~2013 年の対中米中期戦略ペーパー(Central America Regional Strategy Paper 2007-2013)によれば、EU による対中米政策の柱が「中米地域統合」に置かれており、右戦略に沿って、EU 側は連携協定を通じて中米の統合を推進すること、地域統合としての EU の経験を中米に敷延することを課題に据えている。

米国と結んだ CAFTA-DR が、形式的には中米及びドミニカ共和国がそれぞれ米国と個別の締約国となったのに比して、EU と中米との連携協定は、EU と中米との地域間協定を目指しており、その意味でも、EU 側の働きかけが、必然的に中米統合のプロセスを促す結果

となっているところ、これまでの交渉の経緯と意義をとりまとめ紹介したい。

### 2. EU・中米の連携協定交渉スタートまでの歩み

連携協定は、自由貿易にかかる規定、政治対話にかかる規定、及び経済協力にかかる規定の 3 つの大きな章で構成されている。それぞれは、下記のように、これまで EU と中米とが進めてきた地域間対話の枠組みの中で議論されてきたことであり、従って連携協定はこれまでの地域間対話の枠組みを集成した物となっている。

#### (1) 政治対話

中米紛争のまっただ中の 1984 年 9 月 28~29 日、中米の中で唯一平和を維持し続けたコスタリカのサンホセにて、EU・中米会合が開かれ、中米の和平プロセスと民主主義を支援するために EU と中米との間で地域間同士の政治対話をスタートさせる旨の「サンホセ宣言」が採択され、以後地域間の政治対話を継続してきた。その後、中米の和平達成を受けて、1996 年 3 月のフロレンス会合で、政治対話を、中米の和平のみならず、国際社会の関心事項にまで広げることに合意した。そして 2002 年 5 月のマドリッド会合で、定期会合の参加者メンバーを、EU 側はトロイカ方式<sup>1</sup>の代表が、中米側は全中米の外相がそれぞれ

毎年前半の都合のよい時期に、場所は交互に開催することで合意した。

## (2) 経済協力

1985年のルクセンブルグ会合で、EU・中米間の経済協力協定が締結され、1993年2月のエルサルバドル会合で、中米統合を推進するための協力を視野に入れた地域間の経済協力枠組み協定が締結され、同枠組み協定は1999年に発効した。同枠組みにはパナマも参加している。

(3) 政治対話と経済協力を統合したローマ会合

2003年12月のローマ会合で、EUと中米は、上記の政治対話の枠組みと経済協力の枠組みを統合した、EU・中米の政治対話と経済協力に関する協定を締結した。

(4) 連携協定に向けて合意したグアダラハラ会合

2004年5月のメキシコのグアダラハラ会合で、EUとラテンアメリカ・カリブ諸国の首脳が会合して、自由貿易協定を含んだ地域連携協定の締結を目指すことを決定し、同決定に従って、2005年1月のEU・中米混合委員会において、EUと中米との地域間の連携協定に関する共同事前評価報告書の作成検討会がスタートした。そして同検討会の報告を受けてEU・中米連携協定交渉が開始されることとなった。

## 3. EU・中米連携協定の特徴

本連携協定は第一に、地域間協定である。従って、各国別に交渉する余地が想定されていない。第二に、地域間協定の趣旨を踏まえて、中米が経済統合を進めることが期待され

ている。この特徴を踏まえてEU側が中米に求めていることは下記の3点である。

- (1) 中米関税同盟の合意
- (2) 投資とサービスの自由化にかかる中米条約の署名と批准
- (3) 中米域内の紛争処理メカニズムの構築

## 4. 中米関税同盟

(1) EU側の要請を受けて中米各国首脳は2007年12月にグアテマラに集まり「中米関税同盟に対する枠組み協定(Convenio Marco para el Establecimiento de la Unión Aduanera Centroamericana)」に署名した。但し、この枠組み協定は、中米関税同盟を将来結成することに合意した政治文書であり、具体的に関係国を拘束する関税同盟の協定ではない。即ち、中米各国は暫定的に関税同盟を目指していくこと（注：期限に関する規定は無い）、将来「中米の関税と税関制度に関する協定」ができる暁には中米各国は共通の関税と税関制度を設定すること、中米向けの関税は最終到達国の税率で賦課するが、徴収方法（入り口国の税關で徴収するか、到達国の税關で徴収するか）については今後検討すること（コスタリカの主張）等が規定されており、締約国を具体的に拘束しないと言う意味において、協定というよりも実質的に「共同宣言」に等しい。ちなみに、同協定の第24条で合意した域内格差補正基金についても、ニカラグア側の期待値は高いが、コスタリカは明示的に反対を唱えている。

EUは、域内の物流を自由化する「関税同盟」の実現を求めていたが、交渉期限として想定されている2009年末までに中米側が実

体的な「関税同盟」に至ることは難しく、従って、「枠組み協定」を以て妥協する必要がある。

(2) 関税同盟を懸念するために、EU側は4年程前から中米に対して CONSUAC (Consolidación de Unión Aduanera Centroamericana) という支援プログラムを実施してきた。そのプログラムの中の一つは、グアテマラの中米経済統合一般条約常設事務局 (SIECA)へのPCサーバーの供与と、中米各国の税関官吏の研修から構成されており、各税関の出入国のデジタル情報をお互いがシェアできるシステム構築を目指している。既に第一フェーズは修了しており、近々第二フェーズが始まる予定である。第二フェーズでは中米各国がシェアすべき情報の項目を固めた上で、サーバーに入るプログラムを供与することになるが、プログラム自体は入札で決められる予定である。

(3) 関税同盟の中核は中米域内の関税率の調和化である。EU側は、関税率の調和化によって中米のどの港、どの空港に積み荷が入っても、同じ関税がかけられるシステムを求めていている。現時点で中米側は品目では96%ぐらいの調和化が進んでいると説明されているが、残りの4%の中に砂糖、小麦、アルコール等の主要品目が残されており、貿易量でみるとそれほど調和化が進んでいない。しかも、EUが求めているのは、単なる調和化ではなく、調和化されることによって域内で自由な物流が行われることである。即ち、どこかの港で通関して、そこから中米各国に向

て域内の通関無しに荷物が届くシステムを求めている。他方、コスタリカは域内の移民労働者の問題もあって、そもそも域内の税関の撤廃には否定的である。形式上は中米の中でもグアテマラ・エルサルバドル間で実体的な関税同盟が進んでおり、コスタリカを除く中米4カ国間のパスポートの共通化も進んでいる。しかし、EUとの交渉では、対EU貿易の中核を占めるコスタリカ側の主張が中米側を代表することとなる。

## 5. 投資とサービスの自由化にかかる中米条約の署名と批准

中米各国で本協定案の署名に向けて事務手続きが進んでいる模様。コスタリカでは現在公聴会等のプロセス段階であり、まだ議会には上がっていない。本件条約の署名を通じて、中米域内で投資とサービスが自由化されることが、EUとの連携協定の重要な条件の一つである。既にCAFTAの批准の際に投資とサービスの自由化について、中米各国内で協議された経緯があるので、本件は、それほど難しい問題ではない見通し。ちなみに、CAFTA締結は、投資とサービスのみならず、知的所有権の分野でも中米各国内の法整備を進めた経緯がある。

## 6. 紛争処理メカニズムの構築

自由貿易協定には紛争処理メカニズムの構築が不可欠である。特に、私企業が単に取引相手企業を訴えるシステムのみならず、政府を訴えるシステムの構築が求められている。その為には、単に国内司法の救済手続きだけでは不十分である。現在中米にはニカラ

グアに中米司法裁判所があるが、コスタリカが未加盟であり、加盟の見通しは立っていない。何れにせよ、中米司法裁判所を紛争メカニズムとして利用する場合、域外諸国との紛争処理を想定していない同裁判所の根本的な改革が必要であり、制度的にワークするようになった暁にコスタリカの参加を懇意するオプションが考えられる。但し右が達成困難な場合は、国際仲裁裁判所の設置などが必要となろう。

## 7. 交渉

### (1) 2007年10月のコスタリカでの第一回交渉<sup>2</sup>

EU側の発表によると、第一回目の交渉においてEU側は、政治に関する章として①国際的なテロ犯罪に対する取り締まり・防止のための協力、②大量殺人兵器の取り締まりに関する協力、③国際刑事裁判所の締約国として国際犯罪の取り締まり協力について取り挙げることを提案した。それに対して、中米側は移民（国境を超える就労者）の受け入れ問題と、EU側の要求を推進するために必要な資金協力を要請した。

経済協力に関する章では、EU側はローマ会合での合意に従って、①民主主義、人権、グッドガバナンス、②社会正義、自由、治安、③社会の統合と社会の発展の3つの章立てを提案した。

貿易に関しては、双方は①物品、サービス及び投資の自由化に関してWTOと整合性を持たせること、②自由化の対象の幅と深度においてWTOの枠組み以上を求めることが、従つて公共入札、輸出助成金、競争政策等も扱う

こと、③連携協定交渉と地域統合問題は表裏一体であり、双方をともに進めること、④EUと中米の発展度合いの差違に着目し、相互主義の原則が非対称に適用されること（注：つまり中米に下駄を履かせること）、⑤第二回会合までに、物品、サービス、サービスの分野で、双方のオファーリストを提示することに合意した<sup>3</sup>。

### (2) 2008年2月末のブリュッセルでの第二回交渉

EU側のプレスリリース等によれば、第二回の交渉では、EU側は中米関税同盟に対する枠組み協定の合意を歓迎し、EUと中米の双方はパナマの交渉参加の期待を表明した上で、自由貿易にかかる規定、政治対話にかかる規定、及び経済協力にかかる規定に3つの大きな章についてつっこんだ議論を行った模様。全体会合で、一般規定や用語の定義について議論し、続けて12の小グループに分かれて、テーマ毎に議論した。経済協力分野では中小企業育成のための技術指導が盛り込まれた。関税の自由化対象品目については、協定発効即時ゼロ関税のAバスケットから始まって、Bが3年、Cが5年、Dが7年、Eが最長の10年としつつ、例外品目のバスケットFを設けることで合意し、次回会合までに各バスケットのオファーリストを提示することとなっている。なお、第二回会合の後、3月13日、コスタリカに中米首脳が集まって、政治対話の分野でEU側が国際刑事裁判所への参画を求めていることについて、中米（グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドルが未加盟）として反対することを再確認し、

併せて、中進国であるコスタリカやパナマへの経済援助を増やすよう要望することも再確認した。他にEUとの交渉で特徴的なことは、生産物の原産地呼称統制（ワインのアペラシオンのように）を求めていることで、ローカルエリアの産地証明の経験がない中米側は戸惑っている模様。次回は4月にエルサルバドルで開催される予定である。

## 8. 終わりに

80年代の中米紛争は、1987年のエスキプラス合意Ⅱを経て収束化に進み、中米各国の民主化プロセスが進んだ。しかしそれから20年近くを経たものの、いまだ民主化の深化が充分ではない。貧困状態から抜け出せないニカラグアやホンジュラスと、他の中米諸国との経済格差も広がっている。その中で中米統合については、中米統合機構の事務所をかかるエルサルバドルや、中米経済統合機構の事務所を抱えるグアテマラは比較的前向きである。他方、安定した民主主義国家で、経済的にも中進国のコスタリカは、本来であれば中米のバランスの役割を果たすべきであろうが、社会レベルの格差から他の中米とは一線を画しており、中米各国が同床異夢の中で、中米の将来像がなかなか見えてこないのが現状である。

しかしEUは、この連携交渉の機会を通じて、地域機関として歩んできた自分たちの

経験を中米にも伝え、中米の統合を促進させようという意欲に燃えている。率直に言ってEUにとってこの連携協定はそれほど経済的なメリットは無いが、中米側の反発を上手になだめて統合を促進させ、地域の安定を図ることができれば、EUにとって大きな政治的成果であり、中米とEUとの政治的パイプは深まろう。 ラテンアメリカが民主化したといっても、脆弱な政治システムの中で、民主化の深度が浅く、未だに政情不安が続いているところも多い。そういう意味で、EU・中米連携協定は、経済面のみならず、中南米地域の政治的な安定に向けて一つの大きな試金石となろう。

（すずき・やすひさ 在コスタリカ日本国大使館  
参事官）

※以上は筆者個人の見解であり、外務省の見解を代表するものではありません。

<sup>1</sup> EU議長国は半年ごとに替わるが、現議長国とその前後の議長国の代表3名が代表団を構成する。

<sup>2</sup> パナマについては、中米経済統合の枠組み（「グアテマラ合意」）に加入することについて、現在パナマ議会で議論されており、右加入が承認されれば、その後の交渉から、正式メンバーとして参加することとなっている。

<sup>3</sup> 物品の関税率に関して、EU側は、現在中米が享受している一般特恵関税(GSP)制度に代えて本連携協定を締結するために、一旦GSPの税率を破棄し、一般税率をベースに交渉を開始することを主張しており、中米側は、右に反発している。